

第14回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和5年2月10日（金）14:00～15:40

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】 河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】 内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【オブザーバー】 日本銀行

【事務局】 総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、目副統計審査官ほか

4 議題

- (1) 一般原則「分類の基準」について（その7）
- (2) 供給側の視点から見た検討について（生産技術の類似性等）（その4）
- (3) 小売業における非専門店等の扱いについて（その5）
- (4) 大分類S（公務）について（その4）
- (5) 第12回検討チームにおける御意見への対応について
- (6) 検討チームのとりまとめ及び課題の整理
- (7) その他

5 議事概要

- (1) 議題1 一般原則「分類の基準」について（その7）

資料1に基づき、事務局が「分類の基準」の修正案を説明し、その後に質疑応答が行われた。修正案は、今回提案された2つの案のうち案1が了承された。

主な質疑の内容は、以下のとおり。

- 案1では満たされるが、案2では漏れるということがなければ、案2の方が簡潔で望ましい。でも、どちらも現行の基準より良い記載となっているので、どちらでもよい。いずれにしても、今回の決定に至るまでの議論の過程を記録に残しておくことが重要なので、その対応をお願いしたい。

- (2) 議題2 供給側の視点から見た検討について（生産技術の類似性等）（その4）

資料2に基づき、事務局が「サービス業」を対象にして試行的に検討した結果を報告した。その後に質疑応答が行われ、この内容は了承された。

主な質疑の内容は、以下のとおり。

- 資料2に示された分類項目間の産業移動に関しては、今後産業部門の統合を検討する上で重要な視点であると思う。多くの事業所がA産業からB産業に移動していることが観察された場合、その

理由の1つとして、それらの事業所がA産業とB産業の両方の生産活動を行っており、両者の売上額の割合が調査毎に変わるために産業格付けが変わるといった状況を考えることができる。産業移動の要因は様々であると思われるが、もしも両産業の生産技術が類似しているために産業移動が起こっているのだとすれば、その分類も検討すべきであると思う。加えて、飲食店の細分類数が非常に多いので、それらの検討の際にも産業移動の検討は非常に有用であると思う。

分類項目間の産業移動が生じる理由を整理することは、次の段階の検討に向けて重要だと思うし、問題把握の重要な手がかりになると思う。

← 実際に業種が変わっている場合があると思われるし、また、その都度判別されているかもしれないが、今後も移動が生じる理由を研究してまいりたい。

- 分類項目間の産業移動の検討はかなり効果的だと思う。今後も検討の材料として活用してほしい。
- サービス業だが財を扱うケースがある。問題は在庫が発生するかどうかである。通常、サービス業では在庫が発生しないが、財を扱うケースにおいては在庫も発生する。財（物）を取り扱うという視点、すなわち在庫の有無を調査に取り入れるか否かは意味があるかもしれない。
 - ← サービス業において在庫が発生するかどうかの観点は重要であるので、今後の検討の視点としたい。
- 今回、サービス業を対象にして試験的な内容が報告された。これに関してすぐにアイデアを出すことは難しいと思うが、こういう視点を加えてはどうかなどのアイデアがあれば、次回の検討チームでも良いので提案してほしい。また、新しい整理の方法についてはネガティブな意見もなかったので、今後もこれまでに報告された視点での検討は続けてほしい。

(3) 議題3 小売業における非専門店等の扱いについて (その5)

資料3に基づき、事務局が前回の検討チームにおける意見を踏まえた修正案を説明し、その後質疑応答が行われた。「ワンプライスショップ」の説明文における「一定額」の修正案は、「均一価格」と修正することとして了承された。

主な質疑の内容は、以下のとおり。

- 資料3-3におけるワンプライスショップの説明文のうち、前回の検討チームの指摘を踏まえて「定額」を「一定額」に修正した案が提案されたが、「ワンプライスショップ」という分類項目名を考慮すると「均一価格」と再度修正した方がより適切ではないか。
- 「均一価格」に修正することに賛成である。当該事業所は、「百均」などと略称されることがあるので、「均一価格」が良いのではないか。
- 「百均」とも言われるので、「均一価格」に賛成である。
- 小売店には様々なものがあり、多種多様である。例えば、パソコンとバイク用品だけを専門に売っている店舗の場合、産業分類を決める場合には、パソコンとバイク用品のうちバイク用品の方の売上の方が多ければ、バイク用品専門店に分類するという考え方で良いか。
 - ← 御認識のとおりである。
- 資料3-2の7ページの改定素案における「5841 鮮魚小売業」をみると、現行の○例示にある「鮮魚小売業」を改定素案では削除し、「魚屋」は残している。また、「5851 酒小売業」では「酒屋」を残している。さらに、9ページの「5891 牛乳小売業」の「牛乳小売業」を削除するが、「牛乳店」

を記載していない。項目名と同じ業種名は削除するが、「〇〇店（屋）」は残したり、削除したりとまちまちである。何か一定のルールに基づいた整理なのか。もしもルールがないのであれば、「〇〇小売業」と「〇〇店（屋）」は同じ内容なので、「〇〇店（屋）」といった例示を記載する必要はないと考える。

また、別の観点であるが、同じ資料の 17 ページの「6042 苗・種子小売業」では、〇例示として「種苗小売業」と「苗木小売業」が記載されているが、それらの「種苗」と「苗木」は項目名にある「苗」及び「種子」とそれぞれ同じ意味なので、例示として残す必要はないのではないか。

- 内容例示の削除または記載に関して何か統一されたルールがあるのか。
 - ← 今回の内容例示の見直しは、「分類項目名と内容例示の名称が同一の場合には削除する」という指針に基づいて行ったものであり、内容の同一性を考慮した例示の削除を行っていない。
- 今回は、分類項目名と例示の名称が同じであれば例示を機械的に削除したが、意味が同じものであっても両者が違っていれば例示を残すこととし、内容的に同じであるかの検討を行った上で例示を残すまたは削除するという整理までは行っていないということか。
 - ← そのとおりである。
- 両者の文言が同一であるという理由だけではなく、実質的に同じであれば内容例示として記載する必要はないのではないか。）
- その場合には判断が難しいものがあるかもしれない。
 - ← 事務局として以前に御指摘の内容を検討した。製造業の化学分野などのように、実質的に同じかどうかの判別が難しい例示が多々あったので、今回は機械的に作業を行った。今後、見直しを行う際には御指摘いただいた内容を課題として認識して作業を行いたい。
- 〇例示を残すこと自体が誤解を招くことにはならないので、今後、見直しを行う際には注意してほしい。
- 発言は記録として残すが、今後、この意見を反映して見直しが行われることになると思うが、検討対象が量的にも多いので、今回は形式的な見直しにとどめたということである。
- 資料 3 - (2) の 17 ページの「6041 農業用機械器具小売業」の〇例示には項目名と同じ「農業用機械器具小売業」が残っている。これは、機械的に削除する方針からすると削除されるべきものと思う。
 - ← 整理時の削除漏れであるため、削除する。
- 衣類、食料品、化粧品等の様々な商品を安く売っている店舗がある。これはどこに分類されるのか。非専門店なのだろうか。百貨店でもないし、総合スーパーでもなく、コンビニでもドラッグストアでもホームセンターでもない。常時 50 人以上の従業員がいるかどうかは分からないが、従業員が結構多いように思える。
 - ← 従業員数が 50 人未満であれば「その他の各種商品小売業」となると考えるが、50 人以上になるとその分類項目には該当しないので、個別に検討することになると考える。
- 従業員がどの程度いるのかは分からないが、そのような店舗をどこに分類するのかを疑問に思った。
- 当該店舗の様子が分からないので、それが判明したら報告してほしい。
- 資料 3 - 2 における非専門店の改定素案の定義文の言葉の使い方を確認したい。例えば、小分類

「56 各種商品小売業」のうち、「5661 ワンプライスショップ」の改定素案に記載されている定義文において「販売する」と「小売する」という言葉が使われているが、両者を違う意味で使っているのか。また、その使い分けをどのように行っているのか。

← 「販売」は「販売する設備を備え」に対応する言葉として使っている。また「小売り」はより一般的な使い方をしている。

- 「販売設備」と対応していることを理解した。
- 今回の改定素案はおおむね了承されたこととする。

(4) 議題4 大分類S（公務）について（その4）

資料4-1～4-3に基づき、事務局が内容例示に関する記載方針、それに基づく改定素案を説明した。その後に質疑応答が行われ、その記載方針と改定素案は了承された。

主な質疑の内容は、以下のとおり。

- 改定後に組織の改編が行なわれた場合、どのような対応がなされるのか。ルールがあるのか。
 - ← 正式なルールはない。これまでは慣例的に、改定の直前の時点における情報を基にして改定案を作成してきている。仮に改定後に組織の改編が行なわれた場合、それを反映するための部分的な改定を行わず、その後の改定時に修正してきている。今後もそのようになると思われる。

(5) 議題5 第12回検討チームにおける御意見への対応について

事務局が議題（電気業の説明文）の経緯等を説明した後、資料5に基づいて経済産業省が現在の検討状況を説明した。その後に質疑応答が行われ、電気業の再修正案は事前に関係者の了承を得た上で、次回（第15回検討チーム）にその案を提示することになった。

主な質疑の内容は、以下のとおり。

- 関係者との調整がまとまらないようであれば、ISIC等の国際分類を做って検討し、それを踏まえた調整案を作成しても良いのではないか。
- 先日の修正案の文章は難解だと思うので、分かりやすい簡易な文章にしてほしい。
- やはり一般的な統計ユーザーにとってかなり難解だという印象があり、他の分類項目の説明文と比較してもこの部分は分かりにくい。ユーザーフレンドリーな書き方を検討してほしい。また、事業者の意見を求めているとのことであり、それも重要だが、電気事業者以外の多くの一般ユーザーも読むので、一般ユーザーの視点から分かりやすい文章にしてほしい。
- 国際分類や他の産業分類の項目の定義文とのバランスを勘案するとか、場合によっては、2つの文章に分ける、あるいは自明の内容は省略することも念頭に置いて検討しても良いのではないか。
 - ← 御意見を踏まえてできるだけ平易な文章にしたい。一方、正確性も確保する必要があるので、その点も御了解いただきたい。
- 経済産業省は事務局と十分相談し、次回（第15回）検討チームまでに構成員の了承が得られるような案文を作成するようしっかり調整してほしい。

(6) 議題6 検討チームのとりまとめ及び課題の整理

資料6に基づき、事務局が説明した後に質疑応答が行われた。資料の内容は了承された。

主な質疑の内容は、以下のとおり。

- 「大分類 I 一卸売業、小売業」において、「電気卸供給業」及び「電気小売業」を×例示として記載する必要があるのではないか。

← 御指摘を踏まえ、経済産業省と相談し、必要に応じて追記したい。

(7) 議題 7 その他

事務局が改定 ISIC の刊行に向けた今後のスケジュールを報告した。

その報告に関連して、JSIC と ISIC 第 5 版の比較対応表が必要と考えるが、それを作成する場合には、単に見やすいだけでなく、国連が提供しているような分析時にコンバータとして扱いやすい形式の対応表も作成してほしい旨の意見があった。これに対し、事務局からは、第 14 回改定の JSIC と ISIC 第 5 版の対応表は作成予定であり、御意見のような対応表を作成するかは今後検討する旨の回答があった。

次回の検討チームは、令和 5 年 3 月 13 日（月）14：00～16：00 に Web 会議により開催する。

本日の議事概要は、内容を確定した上で本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)